

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局 総務企画課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の推進および子ども・子育て支援新制度等の周知 ・子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う支援体制の充実(運営経費・施設整備費等の充実) ・次期子どもプランに基づく、子育ての悩みや不安に対応する事業の実施 				
課長名	吉峯 禎利	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長 1 人
				5,355,149 千円		76,500 千円	係長 2 人
							職員 6 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		次期子どもプラン推進事業	「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の進捗状況の把握や調査・審議、子ども・子育て支援新制度等の周知を行う。	「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の推進及び子ども・子育て支援新制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の進捗管理方法の構築が必要。 ・平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まることから、新制度の周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の進捗状況の把握や調査・審議 ・「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の点検・評価を円滑に行うため、方法等の検討を行う。 ・子ども・子育て支援新制度の開始(平成27年4月)にあわせ、周知を行う。
2		北九州市後期次世代育成行動計画推進事業	「元気発進！子どもプラン」に基づく平成26年度事業の点検・評価を行う。	「元気発進！子どもプラン」に基づいた子ども関連施策の推進	個別事業の進捗と施策の成果の点検・評価が必要	昨年度と同様の手法で、点検・評価を行う。
3	○	赤ちゃんの駅登録事業	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やオムツ換えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親が安心して外出できる環境づくりを行う。		子育ての悩みや不安を緩和するよう、身近な地域で親子を支える仕組みをつくるとともに、子育てを地域で支えるという意識を市民に啓発することが必要	民間活力の導入など、経済的・効率的な登録施設数増や利用促進に努める。
4		地域における子育て支援への啓発事業	本市や企業、支援団体による子育て支援の取組みについて、幅広く周知・PRを行い利用促進を図るとともに、地域社会全体で子育てを支えるという意識を市民に啓発する。	子育ての悩みや不安への対応		子育て支援拠点施設での各種事業との協働により、地域社会全体で子育て支援する環境づくりの啓発を行う。
5		子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営	子どもの豊かな感性や創造力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」、「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行う。(両施設ともに、「指定管理者」が運営)			—

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
6	○	子育てに関する情報提供・PR	子育て中の人、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市こそだて情報」や「子ども家庭レポート」を発行し、子育てに関する情報の提供を行う。	子育ての悩みや不安への対応	必要とされる子育てに関する情報が市民に届くよう、情報提供のあり方を見直すとともに、内容を充実させることが必要	子育て中の人、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、情報誌の内容や情報提供方法の充実を、引き続き図っていく。
7		少子化対策強化事業	地域社会全体の子育て力を高めるため、(1)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築(2)結婚に向けた情報提供等(3)結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備(4)少子化対策への前向きな機運の醸成を行う。		—	—
8		研究集会等参加事業	人権研修等各種研修参加に要する経費	その他	—	—
9		子ども家庭政策課一般	一般事務費			
10		草刈事業	当局が所管している空き地等に繁茂した雑草を除去することにより、害虫などの発生を予防し、景観の維持及び生活環境の保全等に寄与する。			
11		子ども家庭職員費	子ども家庭局の職員費			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局	幼稚園・こども園課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度等の実施体制の整備及び周知 子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う支援体制の充実(運営経費・施設整備費等の充実) 教育及び保育の質の向上を図るための私立幼稚園・認定こども園への支援の充実 								
				課長名	坂田 春樹	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長	1
						3,301,013 千円				係長	3	人
										職員	4	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		認定こども園整備事業	認定こども園施設整備に要する費用を助成することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。	幼児期の学校教育・保育の充実	質の高い教育・保育を提供するとともに、保育の量の拡充により年間を通じた待機児童の解消を図ることが必要	幼稚園や認定こども園の質の向上を図るための支援を行うとともに、教育・保育の需要を踏まえたうえで、必要な保育サービスの強化に取り組む。
2		小規模保育設置促進事業(幼稚園)	小規模保育事業の施設整備に要する費用を助成することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。			
3	○	新・一時預かり事業(幼稚園型)	私立幼稚園等が主に園児を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」に要する費用を助成する。			
4		幼稚園預かり保育運営支援事業	長時間預かり保育等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用を助成することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。			
5	○	新・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得者支援事業	幼稚園免許状を有する者の保育士資格習得を支援や幼稚園教諭の確保により、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。			
6	○	地域型保育給付(小規模保育 幼稚園)	「元気発進！子どもプラン」(次期計画)に基づき、年度中途の入所が困難となっている3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を実施する幼稚園に対し、運営費を助成する。			
7	○	新・施設型給付(幼稚園・認定こども園)	新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園の施設型給付金および運営費等を助成する。			
8		子ども・子育て支援新制度実施事業	平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度で定められた業務を行う。その他、制度を円滑に実施するために必要な各種事務・事業を行う。			
9		新・子ども・子育て支援新制度システム保守・改修	子ども・子育て支援新制度にかかる情報システムを安定的かつ効率的に稼働させるために保守・改修を行う。併せて、社会保障・税に関わる番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴う改修を行う。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
10	○	私学助成(幼稚園)	私立幼稚園での幼児教育環境の充実などのための助成を行う。	私立幼稚園における幼児教育振興や子育て支援機能の充実	本市の幼稚園児の98%は私立幼稚園に通っていることから、私立幼稚園における幼児教育振興などを積極的に進めることが必要。	本市の幼児教育および子育て支援において私立幼稚園は大きな役割を果たしている。今後も、私立幼稚園での幼児教育の振興および子育て支援の充実のため、助成制度を継続するが、私立幼稚園の認定こども園への移行など「子ども・子育て支援新制度」による国の動きに沿って見直しを行う必要がある。
11	○	私学助成(幼稚園事業を拡充)	私立幼稚園の職員給与1%相当の処遇改善を行うため所要額を助成する。			
12	○	次世代育成子育て支援事業	私立幼稚園が行う預かり保育や子育て相談、体験保育などの子育て支援機能の充実のための助成を行う。			
13		私立幼稚園貸付金	私立幼稚園の施設整備を促進することにより、私立幼稚園の充実を図るため、一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟が各私立幼稚園に貸付を行うために必要な資金を融資する。			
14		私立幼稚園就園助成(A~Dランク)	幼稚園教育の振興を図るとともに、私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を目的として市民税所得割額に応じて助成を行う。	幼稚園教育の振興	保護者の経済的負担が大きく負担の軽減を図ることが必要。	保護者の経済的負担の軽減を目的に世帯の所得状況に応じて就園奨励費助成を行う。なお、国の基準見直しを考慮したうえで、市の独自基準の充実を図る。
15		私立幼稚園就園助成(財源配分)	国の基準を上回る所得層に対し市独自の市民税所得割額の基準を設けて助成を行う。			
16	○	保幼小連携推進事業	保幼小の代表者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」を設置し、保・幼・小の各施設に設置した連携担当者の名簿や保幼小連携啓発パンフレットの活用、研修会などを行う。	保育所、幼稚園から小学校への円滑な接続	管理職や連携担当者など関係者の連携に対する意識の違いで、連携の内容や頻度にばらつきが見られることから、保育所・幼稚園・小学校の連携を組織的・体系的に進めることが必要。	連携担当者名簿や保幼小連携啓発パンフレットの更なる活用を促し、連携事業の一層の推進を図る。
17		就園奨励費事務	就園奨励費補助業務にかかる一般経費。	その他	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局 男女共同参画推進課	重点項目	男女共同参画基本計画に基づく計画的・総合的な事業の実施 ・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すると共に、男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現を目指す。 ・女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶と、生涯を通じた女性の健康支援を推進する。				
			課長名	櫻江 裕美	コスト	事業費	27年度当初予算額 489,298 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	男女共同参画基本計画推進事業	男女共同参画基本計画の着実な推進のため、男女共同参画審議会などの開催や事業報告などを行う。 DVIに対する広報・啓発を行う。	男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成	・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透を一層図ることが必要 ・女性の就業、キャリアアップ等を一層支援していくことが必要 ・ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する認識について、更なる広報・啓発が必要	・事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大を進める。 ・男女共同参画センター等において、女性の就業に関するスキル取得、キャリア形成・キャリアアップへの支援などの事業を充実する。 ・DVIに対する更なる啓発に取り組む。 ・(公財)アジア女性交流・研究フォーラムの研究部門については、第3次男女共同参画基本計画に直結したプログラムの実施や、市民に見える形での成果の還元を行う。
2	○	地域における男女共同参画推進啓発事業	地域における広報啓発事業を通して、男女共同参画推進社会の実現を目指していく。			
3	○	(公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業	男女共同参画推進という市の政策課題に対応するため、国際的な視点等も加えながら様々な事業を推進する。			
4	○	男女共同参画センター及び勤労婦人センター管理運営事業(指定管理)	ムーブ及びレディスもじ・やはたという地域の活動拠点施設を通じて、市民の男女共同参画に関する理解促進、女性の就業支援等、様々な事業を行う。			
5		男女共同参画センター施設整備事業	男女共同参画センターの施設整備を行う。	男女共同参画推進施設の整備	—	—
6		男女共同参画センター及び勤労婦人センター施設整備事業	男女共同参画センター及び勤労婦人センターの施設整備を行う。			
7		男女共同参画一般管理	男女共同参画推進課事務費	その他	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局	子育て支援課	重点項目	子どもの健全育成と子育て支援を推進する。 ①放課後児童クラブの充実 ②児童館の充実 ③母子保健の推進 ④母子医療等の助成 ⑤子育ての悩みや不安への対応 ⑥地域における子育ての支援の環境づくり ⑦社会的養護が必要な子どもへの支援 ⑧ひとり親家庭への支援			
	課長名	西尾 典弘		コスト	事業費	27年度当初予算額 33,154,503 千円	人件費

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		放課後児童クラブ管理費	留守家庭以外の児童も受け入れ、希望するすべての子どもたちの放課後の居場所づくりを進めるため、放課後児童クラブの施設整備を行う。	放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児童の増加に対応するため、児童の生活スペース等必要な環境の整備 ・障害児を含め利用児童増加に対応するための指導員の資質向上等 ・保育所では19時までの延長保育に取り組んでおり、クラブの開設時間との間に差、「小1の壁」が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童を出さないように、増設工事や建物リースにより、施設の増設整備を行う。 ・児童への対応を充実するため、児童おおむね40人に対して、指導員2人を配置し、うち1名は有資格者とする。 ・指導員を対象とした研修の拡充や、臨床心理士等による訪問指導等に引き続き取り組む。 ・利用者ニーズに対応するため、19時までの開設延長に取り組む。 ・地域の特色を活かした魅力あるクラブづくりを推進する。
2		放課後児童クラブ整備費				
3		放課後児童クラブ管理費				
4		放課後児童クラブ改修	放課後児童クラブの施設・設備の修繕、補修経費			
5	○	放課後児童クラブ管理費	放課後児童クラブの開設時間の標準化等により運営体制の充実を図る。また、障害児を含め、利用者が増加する中で、児童への対応を充実するため、適切な指導員数を配置するとともに、指導員の資質向上を図る。そのための管理運営経費。			
6	○	放課後児童クラブ運営費(拡充)				
7	○	放課後児童クラブ運営費				
8		放課後児童クラブ等活動支援事業	放課後児童クラブ等に、スポーツ、文化等の指導員を派遣し、体験活動の充実のための支援を行う。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容		
9	○	児童館運営費	児童館(旧センター除く33館)の運営委託経費	児童館の充実	・未就学児や中高生の利用促進	・指定管理の提案内容で、実施可能なものから実施する。		
10		児童館の管理・運営費(指管)	旧児童センター(9館)の運営委託経費					
11		北九州市地域活動連絡協議会運営補助	同協議会(旧母親クラブ連絡協議会)の活動(総会、研修、行政機関への各種協力等)に対する補助。		・児童育成活動の充実	・児童育成活動について、引き続き支援する。		
12		児童健全育成ボランティア(みらい子育てネット)推進事業	児童館を拠点として児童健全育成活動をしている「みらい子育てネット(旧母親クラブ)」の活動に対する補助。					
13	○	すくすく子育て支援事業	安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、妊娠・出産・育児期における保健事業を実施する。	安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり	・子育ての孤立化の防止 ・妊婦健診の確実な受診	・母子の健康支援や養育リスクを妊娠期、出産、子育て期と切れ目なく把握し支援する。		
14	○	母子健康診査	妊婦や乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、妊娠・出産・育児における経済的負担の軽減を図るため、妊婦や乳幼児健診について公費助成を行う。				・妊娠、出産に関する情報の提供	・妊婦健診、乳幼児健診について、これまでの公費助成制度を維持する。また乳幼児健診未受診者への対策を実施する。
15	○	のびのび赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切な指導や支援、サービスの提供に結びつける。	養育支援の必要な家庭に対する支援の充実	・発達障害の早期発見 ・児童虐待の予防	・子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、適切な指導や支援につなげる。		
16		地域でつくる子育て応援事業	区の推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに間するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援する。					
17		母子保健調査研究事業	母子保健に関する総合的な調査・研究を実施する。					
18		食を通じた乳幼児等の健康づくり事業	妊産婦や乳幼児の食に関する悩みや不安を解消するため、離乳食教室、健康料理教室を開催する。また、乳幼児の食事、妊娠中の食事についてのリーフレットを作成・配布する。	基本的な生活習慣の定着や食育の推進	・妊娠期や乳幼児期の食育の推進 ・思春期保健の推進	・食育の取り組みとして、妊娠期、乳幼児期の食に関する教室を開催し、悩み解消のためのきめ細かい指導を行う。また、各段階の食生活について、食育の啓発を行う。		
19		親子ですすめる食育推進事業	幼稚園や保育所等において、乳幼児の保護者を対象に、食育について、栄養士の講話や調理実演などの教室を開催する。				・思春期保健の推進	・思春期保健連絡会を開催し、小中学校での健康教育に加えて、保護者や地域とともに思春期の課題に取組めるよう、効率的に実施する。
20		思春期保健連絡会	思春期保健に関し、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、協議された内容について、啓発及び保健指導等を実施する。					

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
21		新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期発見し、早期療育に繋げるため、新生児に対する聴覚検査費用の一部を助成し、関係機関と連携を取り支援を行う。	母子医療等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療に関する支援や啓発 ・母子医療費等の負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療の助成と交流会を引き続き実施する。 ・母子公費負担医療費の助成を引き続き実施する。 ・小児慢性特定疾患の助成対象疾病の拡充及び疾病時の自立のための自立支援員を配置し、相談支援事業を実施する。
22		特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、専門の相談窓口を設置し相談に応じる。			
23		母子公費負担医療費助成	母子保健法等に基づき、障害の予防、医療費負担の軽減等のため、医療費の公費負担を行う。			
24	○	乳幼児等医療費支給事業	乳幼児等の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成する。			
25	○	親子ふれあいルーム運営委託	親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる親子ふれあいルームの運営委託経費	地域における子育て支援の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・区レベルの子育て支援の拠点としての親子ふれあいルームの充実 ・地域で子育てを支える取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあいルームが、各地域の子育て支援団体・施設等との連携ができるよう、各種会議での周知やアドバイザーの派遣等を通じて支援していく。また、ニーズにあった研修の実施や全ルームの連絡会議の開催を通じ情報交換を行い、事業者間の連携を図り、活動を充実させることで、利用者増を図る。
26	○	親子ふれあいルーム運営事業				
27	○	みんなの子育て・親育ち支援事業				

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
28	○	子ども・家庭相談コーナー運営事業	子どもと家庭に関する総合相談窓口として、各区に設置されている子ども・家庭相談コーナーの運営経費。	子育ての悩みや不安への対応	・子育てに関する相談窓口の利用推進と充実	・「子ども・家庭相談コーナー」では、相談件数が増加し、その相談内容も複雑化している。そのため、計画的な研修を通じて、相談員の資質の向上を図り、引き続き事業を継続する。
29		児童手当	児童手当法に基づき、中学校終了前までにある児童を監護し生計を維持する人に手当を支給する。		・子育ての経済的負担な負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・手当を支給することにより、子どもの育ちを支援する。 ・経済的な理由により、入院助産を受けられない妊産婦を支援する。
30		児童手当事務費	児童手当支給に要する事務費。			
31		災害遺児手当	交通遺児、災害遺児を養育する人に手当を支給する。		・DV被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者を保護するため、民間団体のシェルターの運営を引き続き支援する。
32		子育て世帯に対する臨時特例給付金事業	消費税引き上げによる子育て世帯への影響を緩和するために、児童手当の支給対象児童に対し、臨時給付金を支給する。			
33		助産施設措置費	児童福祉法に基づき、助産施設へ、経済的な理由などにより入院助産を受けることができない妊産婦の助産に要する経費を支弁する。			
34		民間DVシェルター活動支援	DV被害者の保護支援活動を行っている民間団体に対する補助金。			
35	○	ほっと子育てふれあい事業	子育ての援助を行いたい「提供会員」と、援助を受けたい「依頼会員」とでボランティア組織をつくり、相互支援活動を行う。		・児童の養育が困難となる家庭に対し、児童を短期であずかることが可能なサービスがない。	・保護者の育児疲れにより児童の養育が困難となる家庭が利用可能なサービスを提供できるように、対象事業の要綱等を見直す。
36		親子短期支援事業	保護者等の疾病等の事由により、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において短期的に養育する。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
37	○	児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待の早期発見・対応につながる体制づくりを進めるため医療機関を中心としたネットワークを構築する。	社会的養護が必要な子どもへの支援	子どもに合った養育環境の調査提供と体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の早期発見・対応につながる体制づくりを進めるため、医療機関を中心としてネットワークを構築する。 ・児童の自立を支援する制度の充実、発達障害児等への手厚いケアを行う等児童の養育環境の充実、改善に努める。
38	○	児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業	児童養護施設に対し、入所児童に対する学習支援や自立に向けた学力向上支援に要する費用を支弁する。			
39		民間児童養護施設等運営補助	民間の児童養護施設及び乳児院に対し、運営費の不足を補い、施設運営の円滑化並びに入所児童及び職員の処遇の向上を図るための補助を行う。			
40		児童養護施設等入所児童自立生活支援事業	児童養護施設を退所する児童に対し、安定した自立生活を開始するための支援のため、一人暮らし助成、大学進学助成を行う。			
41	○	児童養護施設等措置費	児童福祉法に基づき、児童入所施設に対し、入所措置等による児童の養育又は保護に要する費用を支弁する。			
42	○	児童養護施設等措置費(拡充)				
43		元利補給補助(児童養護施設等)	老朽改築等施設整備を行った社会福祉法人(児童養護施設、乳児院)を対象に、借入金償還の元金及び利子について補助を行う。			
44		地域児童健全育成推進事業	児童養護施設等職員の研修事業委託経費及び児童養護施設等入所児童の交流事業経費。			
45		児童福祉施設総合支援事業	児童養護施設の入所者の保証人を確保しやすくするため損害賠償保険料及び児童養護施設職員の指導員養成研修経費。			
46		児童家庭支援センター運営	児童虐待等、児童・家庭・地域住民からの相談に応じ、児童相談所との連携・連絡調整等を総合的に行う児童家庭支援センターの運営経費。			
47		児童養護施設等処遇改善事業	児童養護施設に入所している発達障害児などの処遇困難児への必要なケアと他児の処遇の質を確保するための職員加配費用。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
48		ひとり親家庭の自立応援事業	ひとり親家庭の父母に対し、就職に有利な資格を取得するために支給している自立支援給付金の給付額を増加等するなど、経済的な自立を支援する。	ひとり親家庭等の生活の安定と向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活の安定につながる就業、経済的支援 ・ひとり親家庭の支援をする窓口や事業の周知 ・父子家庭への支援の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、引き続き、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組む。 ・ひとり親家庭等への支援を総合的に行う母子・父子福祉センターの認知度が低いことから、様々な機会を通じてPRし、また、就業支援の講座を見直すなど、利用者の増加を目指し、ひとり家庭等の自立促進を図る。 ・就業支援の充実を図るため、24年度から、母子福祉センターの就業支援員に専門職を配置して行っている自立支援プログラム策定事業をPRし、事業による就業者の増加を図る。
49		ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父母に対し、就職に有利な資格を取得するための自立支援給付金を支給する。			
50		ひとり親家庭自立支援給付金事業				
51		母子生活支援施設措置費	児童福祉法に基づき、母子生活支援施設に対し、児童の福祉に欠ける母子家庭を入所措置等させ、保護することに伴う費用を支弁する。			
52	○	母子・父子福祉センター運営事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の福祉を総合的に推進する拠点である母子・父子福祉センターの事業運営に係る経費。			
53		母子家庭等生活支援事業	母子家庭等への育児や食事の世話などの手伝いをする家庭生活支援員の派遣委託料、交流会委託料及び指定宿泊所に対する利用補助。			
54		北九州市母子寡婦福祉大会補助金	北九州市母子寡婦福祉研修大会の運営経費に対する補助金。			
55		母子生活支援施設運営費（施設整備）	母子生活支援施設の修繕等、維持経費。			
56		ひとり親家庭のための北九州市合同就職説明会	就職が困難なひとり親家庭の父母の就業と自立を支援するため、ひとり親家庭への理解を示す複数の企業との面談の場を提供する。			
57		児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、18歳までの児童を監護又は養育する、ひとり親家庭の親等に対し手当を支給する。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
58		児童扶養手当事務費	児童扶養手当支給に要する事務費。	ひとり親家庭等の生活の安定と向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活の安定につながる就業、経済的支援 ・ひとり親家庭の支援をする窓口や事業の周知 ・父子家庭への支援の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、引き続き、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組む。 ・ひとり親家庭等への支援を総合的に行う母子・父子福祉センターの認知度が低いことから、様々な機会を通じてPRし、また、就業支援の講座を見直すなど、利用者の増加を目指し、ひとり家庭等の自立促進を図る。 ・就業支援の充実を図るため、24年度から、母子福祉センターの就業支援員に専門職を配置して行っている自立支援プログラム策定事業をPRし、事業による就業者の増加を図る。
59		ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親及びひとり親家庭の児童並びに父母のない児童の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成する。			
60		貸付事業総務費	母子寡婦福祉資金貸付に要する事務費。			
61		母子福祉資金貸付金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、経済的自立、児童の福祉等のための資金を貸し付ける。			
62		父子福祉資金貸付金	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対し、経済的自立、児童の福祉等のための資金を貸し付ける。			
63		寡婦福祉資金貸付金	寡婦に対し、経済的自立、扶養している子の福祉等のための資金を貸し付ける。			
64		児童手当及び児童扶養手当システム開発	現行システムの保守サポート終了及びマイナンバー法施行に伴うシステム開発経費	その他	-	-
65		母子保健システム開発	現行システム等の解体に伴う新システム整備及びマイナンバー法施行に伴うシステム開発経費			
66		母子寡婦福祉資金システム改修	マイナンバー法施行に伴う母子寡婦福祉システム改修経費。			
67		児童館等耐震診断	昭和56年6月以前建築の児童館等の施設について、耐震改修工事の要否を判断するため、耐震診断を行う。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
68		児童館改修	市内33館の児童館のうち、老朽化に伴う児童館の内外壁の剥落や雨漏りの恐れがある施設の大規模改修を行う。	その他	-	-
69		児童館整備	老朽化の進む施設の修繕、補修等を行う。			
70		児童館の管理・運営(法令)	児童館(旧児童センター)の改修工事経費。			
71		児童館の管理・運営(法令)	児童館(旧児童センター)の施設修繕、備品購入のための経費。			
72		研究集会等参加(児童センター)	児童館職員(旧児童センター)の各種研修参加に要する経費。			
73		子育て支援課一般	課の一般事務費。			
74		母子寡婦福祉資金特別会計繰出金(臨時)	母子寡婦福祉資金貸付に要する事務費について、一般会計から母子寡婦福祉資金特別会計への繰出金			
75		母子寡婦福祉資金特別会計繰出金(配分)				
76		繰出金(公債償還)	母子寡婦福祉資金特別会計剰余金を国に償還するための繰出金。			
77		繰出金(一般会計)	母子寡婦福祉資金特別会計剰余金を一般会計に繰り入れるための繰出金。			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局	保育課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童対策と子ども・子育て支援新制度への対応 ・保育士の確保対策の強化 ・保育ニーズを踏まえた多様な保育サービスの実施 									
				課長名	黒岩 亮	コスト	事業費	27年度当初予算額	21,286,498 千円	人件費	目安の金額	200,000 千円	課長
											係長	6	人
											職員	11	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		保育カウンセラー事業	児童虐待の早期対応・防止等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言しながら、保育所を支援する。 また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。	保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する課題に対応しながら、子ども・家庭・地域への支援を進めるため、保育士の専門性の向上に取り組むとともに、その業務を支える取り組みを進め、保育の質の向上を図ることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に求められる役割の多様化を踏まえ、体系的な研修等を通じて保育士等の専門性の向上に取り組むとともに、保育所に対する専門的な支援体制を強化し、保育の質のさらなる向上を図る。
2		認可外保育施設研修代替職員費補助	認可外保育施設の保育従事者の資質向上及び入所児童の処遇向上を目的として、認可外保育施設の保育従事者に研修への参加を促進させるため、代替職員を雇用した場合の経費の一部補助を行う。			
3		保育指導専門員の配置	認可外保育施設の指導監督の強化のため、認可保育所の所長経験者を保育課に配置し、きめ細かな指導を行う。			
4		認可外保育施設衛生・安全対策事業(職員分)	認可外保育施設に従事する職員の感染症などへの罹患を未然に防止することにより、施設を利用する児童の衛生及び安全を確保するため、北九州市内に所在する認可外保育施設に勤務する職員の健康診断に要する経費の一部補助を行う。			
5		認可外保育施設衛生・安全対策事業(児童分)	乳幼児の衛生及び安全を確保し、その健全育成に資するため、認可外保育施設を利用する児童の健康診断に要する経費の一部補助を行う。			
6		福祉サービスの第三者評価事業	福祉サービスの質の向上と利用者への事業者選択情報の提供を目的として、事業者の提供する福祉サービスの質の第三者評価を行う。			
7		民間保育所運営補助	児童の処遇向上及び公私格差是正のため、民間保育所に対し運営費の補助を行う。			
8		保育所連盟運営費補助	保育事務の円滑化を図るため、各保育所の補助金の受付や交付事務等を行う北九州市保育所連盟に対して、運営費の補助を行う。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
9		給食献立伝達研修	保育所給食業務遂行上必要な基礎知識・技能の習得及び献立内容の伝達のための研修を行う。	保育の質の向上	<p>・多様化する課題に対応しながら、子ども・家庭・地域への支援を進めるため、保育士の専門性の向上に取り組むとともに、その業務を支える取り組みを進め、保育の質の向上を図ることが必要</p>	<p>・保育所に求められる役割の多様化を踏まえ、体系的な研修等を通じて保育士等の専門性の向上に取り組むとともに、保育所に対する専門的な支援体制を強化し、保育の質のさらなる向上を図る。</p>
10		元利補給補助(保育所)	社会福祉法人等が施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構及び北九州市社会福祉協議会から借り入れた資金の元金及び利子の一部補助を行う。			
11		施設連盟団体補助金	本市の保育事業の振興を図るため、市内全保育所の職員を対象とし、毎年開催する「北九州市保育研修大会」等に要する経費の補助を行う。			
12		保育料徴収業務	保育料の収納対策のため、保育所長を保育料収納事務協力員に任命して、保育所での保育料徴収業務を行う。			
13		第三者評価事業フォローアップ研修会	北九州市児童福祉施設等第三者評価基準の理解を更に促進し、保育の質の向上を図るため、研修会を行う。			
14	○	保育士等資格活用研修事業	保育所待機児童の解消を図るため、保育士資格を持っていて、現在、保育所等の職に就いていない人を対象に研修や実習を行う。			
15		保育所園庭芝生化事業	元気な子どもの育成を目的とし、入所児童が保育所園庭で跳んだりはねたりできるよう、保育所園庭の芝生化を行う。			
16		公立保育所改良事業	直営保育所の施設の長寿命化・延命化を図るために、施設の大規模改修等を実施する。			
17	○	公立保育所運営費(配分)	直営保育所のより良い保育環境を整えるため、施設修繕等を行う。			
18		保育推進(家庭に対する啓発事業の推進)	家庭支援推進保育所の乳幼児の健全な発達を図るため、保護者に対して育児知識、育児技術の啓発を行う。			
19		保育推進(保育に関する研修)	職員の家庭支援推進保育に対する認識を深めるため、家庭支援推進保育に関する日常の研究や実践活動の交流を行う。			
20		研究集会等参加(保育)	人権研修等各種研修参加に要する経費。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
21		保育推進(加配保育士の配置等)	保育の質の向上を図るため、家庭支援推進保育所に対し、保育士の加配を行う。	保育の質の向上		
22		保育所の管理(施設整備・施設改良)	家庭支援推進保育所のより良い保育環境を整えるため、施設修繕等を行う。			
23		保育推進(保育内容の充実・公立)	家庭支援推進保育所のより良い保育環境を整えるため、保育内容の充実を図る。			
24		託児施設援護事業	入所している乳幼児の処遇向上を図るため、昭和59年4月1日以前に施設開設の届出があった認可外保育施設に対して、援護費の支給を行う。			
25		直営保育所保育環境整備工事	建物の延命化を図るため、築30年以上が経過し施設の老朽化が著しい直営保育所について、計画的に大規模な内部改修を行うことにより、保育環境を整備する。			
26	○	施設型給付(保育所)	民間保育所における保育を行うため、必要な経費を給付する。			
27	○	公立保育所運営費(義務)	直営保育所のよりよい保育環境を整えるため、必要な保育及び整備を行う。			
28		緑地保育センター運営委託	第1、第2緑地保育センターの管理・運営を指定管理者制度を活用し、委任する。			
29		公立保育所運営委託(指管)	指定管理保育所8所と藍島保育所(へき地保育所)の管理・運営を指定管理者制度を活用し、委任する。			
30		予備保育士雇用費補助	年度の前半に配置に必要な保育士数を超えて正規保育士を雇用した場合に、人件費を助成することで、保育士確保、待機児童解消の課題である上半期における予備保育士の雇用を図る。			
31	○	保育士・保育所支援センター開設等事業	待機児童対策の一環として、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する等の観点から、「保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う。			

・多様化する課題に対応しながら、子ども・家庭・地域への支援を進めるため、保育士の専門性の向上に取り組むとともに、その業務を支える取り組みを進め、保育の質の向上を図ることが必要

・保育所に求められる役割の多様化を踏まえ、体系的な研修等を通じて保育士等の専門性の向上に取り組むとともに、保育所に対する専門的な支援体制を強化し、保育の質のさらなる向上を図る。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
32	○	特別保育事業補助	多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所の延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業を実施する。	多様なニーズに対応した特別保育及び障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育・夜間保育などの「特別保育」については、仕事と、家庭における子どもの生活リズムや子育てとの調和に配慮し、その必要性を見極めながら充実を図ることが必要 ・子どもが病気の時の対応について、子どものために仕事を休める体制と、病気の子どもを預かる仕組みの両方を確立することが必要 ・障害のある子どもについて、子どもの状況に配慮しながら、保育所での受け入れをさらに進め、保護者の仕事と子育ての両立を支援することが必要 ・発達障害など特別な支援を要する子どもについて、専門機関との連携のもと、子どもの発達に応じた適切な保育を行いながら、保護者の障害受容へ向けた働きかけを行うことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における子育てと仕事の調和や、子どもの生活リズムに十分配慮しながら、延長保育や病児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る。 ・H27年度については、多様な保育ニーズに応えるため、民間保育所での午後7時までの延長保育を4箇所拡充するとともに、午後8時までの延長保育を1箇所を実施する。また、家庭での保育が一時的に困難になった場合の一時保育を行う施設を6箇所増やす。 ・病児・病後児保育施設の認知度上昇のため、効果的なPRに努める。 ・障害のある子どもの福祉の向上および保護者の仕事と子育ての両立支援を図るため、関係機関との連携を深めながら、障害児保育の充実に取り組む。
33	○	特別保育事業補助(重点)	民間保育所の特別保育事業の拡充を図るため、一時保育等の実施箇所数を増やす。			
34		休日保育事業	保護者の就労形態の多様化により、休日に就業する保護者等を支援するため、休日に保育所を開所し、保育に欠ける児童の保育を行う。			
35	○	病児・病後児保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、家庭での保育が困難な病氣中・病氣の回復期にある児童を一時的に預かる病児・病後児保育を実施する。			
36	○	公立保育所特別保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、直営保育所の延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業を実施する。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
37		保育所の適正配置(建設・整備)	保育所が不足する地域で施設の老朽改築とあわせて、定員増を図るなど保育所の適正配置を推進するとともに、保育環境の向上を図る。	保育サービスの基盤整備(適正配置の推進)	<p>・今後の就学前児童数の動向や、保護者の就労希望の動向を踏まえながら、保育所入所定員の見直しを図ることが必要</p> <p>・入所定員の見直しにあたっては、地区ごとの保育所配置の現状や児童数の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう「適正配置」を推進することが必要</p>	<p>・本市の保育所配置の現状や、保護者の就労状況、地区ごとの児童数の動向などを踏まえながら、保育所の適正配置と機能の強化に取り組む。</p> <p>H27年度については、年間を通じた待機児童の解消を図るため、年度途中の入所が困難となっている3歳未満児の保育ニーズに対応することを目的に、地域型保育を実施する。また、待機児童対策の一環として、保育士の資格を持っているが、保育士として就労していない「潜在保育士」の就職や活用支援等を行うとともに、保育士養成校卒業予定の学生等を対象に、就職説明会を実施する等、保育所へのスムーズな就職を支援し、保育士確保を図る。</p> <p>さらに、保育所、幼稚園や地域の子育て支援事業等の利用について、各区役所に1名ずつ保育サービスコンシェルジュを配置し、保護者からの相談に応じる。</p>
38		民間保育所整備補助	老朽化及び耐震診断の結果、整備が必要と判断された民間保育所について、保育環境を改善し、入所児童等の安全性を確保するため、改築や大規模修繕等を行う。			
39	○	地域型保育給付(小規模保育 保育所)	「元気発進！子どもプラン」(次期計画)に基づき、年度中途の入所が困難となっている3歳未満児の保育ニーズに対応するために、小規模保育事業を実施する。保育所に対して、運営費を助成する。			
40		地域型保育給付(家庭的保育)	産休明けを含む乳児期の保育ニーズに対応するため、生後57日以上、3歳未満児を、自宅等を開放して、保護者から委託を受け、家庭的な明るい雰囲気の中で保育を行う。			
41	○	保育士就職支援事業	待機児童対策の一環として、保育士養成校卒業予定の学生等を対象に、就職説明会を実施する等、保育所へのスムーズな就職を支援し、保育士確保を図る。			
42	○	保育サービスコンシェルジュ事業	保育所、幼稚園や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報の収集と提供を行うとともに、利用にあたり、子どもや保護者からの相談に応じるため、各区役所に1名ずつ保育サービスコンシェルジュを配置する。			
43		新・認可を目指す認可外保育施設への支援事業(改修費)	年間を通じた待機児童の解消を図るため、認可保育所または認定こども園、地域型保育事業への移行を希望し、認可基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対し、施設整備(改修費)を助成する。			
44		新・認可を目指す認可外保育施設への支援事業(運営費)	年間を通じた待機児童の解消を図るため、認可保育所または認定こども園、地域型保育事業への移行を希望し、認可基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対し、運営費等の一部を助成する。			
45		新・地域型保育給付(事業所内保育)	年間を通じた待機児童の解消を図るため、年度中途の入所が困難となっている3歳未満児の保育ニーズに対応することを目的に、自社従業員だけではなく地域の子どもを受け入れる事業所内保育施設に対し、運営費を助成する。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
46	○	親子通園事業	直営保育所で「親子通園クラス」を運営し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ保育所での遊びや体験、相談を通じて継続して支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を含めた伴走型支援を行う。	直営保育所の再編と機能強化	・直営保育所について、運営の効率化とともに、子育ての支援の観点から、今後の役割、必要な機能などを明確にした上で、将来へ向けた施設の再編と、その機能や人材を活かした取り組みの強化について検討することが必要	・直営保育所について、保育所運営の効率化を図る。あわせて、直営保育所の施設と人材を活用し、支援の必要な子どもと家庭への継続した支援や、区役所の相談・コーディネート機能の強化を図る。
47	○	親子通園事業(拡充分)	直営保育所の「親子通園クラス」の拡充を図るため、実施箇所数を増やす。			
48		公立直営保育所調理業務の民間委託	直営保育所給食調理業務の民間委託化にかかる経費。			
49	○	子育て支援総合コーディネーター事業	「子育て支援サロンぴあちえーれ」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話、インターネット(メール)による子育てに関する相談への対応を行うとともに利用者に必要な関係機関との連絡・調整を行う。	保育所における子育て支援の充実	・家庭において子どもが健やかに成長できるよう、今後とも、育児相談や地域交流など、保育所を拠点とした子育て支援に取り組むことが必要 ・直営保育所の機能を活かしながら、発達の気になる子どもへの対応を強化することが必要	・家庭における子育てを支援するため、育児相談や情報提供、親子遊び、地域交流、一時保育など、保育所の機能を活かした取り組みを一層充実する。 あわせて、支援の必要な子どもと家庭への対応を強化するため、直営保育所の機能を活かした子育て支援の充実を図る。 H27年度は、6ヶ所ある地域子育て支援センターのうち2ヶ所を廃止予定とする。
50		地域子育て支援センター事業	保育所等の有するノウハウを活用して、子育て支援家庭支援活動の企画、調整等を担当する職員を指定保育所に配置し拠点保育所として、地域子育て支援センターの運営を行う。			
51		保育課一般	保育課の一般事務に必要な経費。	その他	-	-

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局 青少年課	重点項目	子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくりのため ・青少年体験活動等活性化事業 ・「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の運営 ・若者のための応援環境づくり推進事業 などに取り組む						
課長名	東田 重樹	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長	2	人
				482,200 千円			118,000 千円	係長	5
							職員	6	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		成人式	成人に達した青年を祝い励ますとともに、成人としての自覚を促すため、市民・民間・行政が一体となって、成人式を実施するもの。	青少年の健全育成 (体験活動の推進)	地域社会等における体験活動等の機会の増加が必要	青少年に豊富な社会体験活動等の機会や場を提供する。
2		青少年団体育成補助金	青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、青少年団体の運営や活動に対して補助金を交付し支援するもの。			
3	○	青少年ボランティアステーション推進事業	青少年が行うボランティア体験活動を支援・促進するもの。			
4		子どもまつり	区ごとに子ども会、青少年育成団体や自治会等を構成員とする実行委員会を設け、関係団体の協力のもと、子どもたちが楽しく過ごせるイベントを実施するもの。			
5		遊びの広場促進事業	子ども会をはじめとした青少年育成団体などの活動の活性化を図るため、他の団体・グループ活動の参考になる事業に対し支援を行うもの。			
6		チャレンジ100キロ	心身ともにたくましい子どもたちの育成を目的として、約100名の子どもたちが、市内の青少年施設に連泊しながら市内の山々など約100キロの行程を踏破するもの。			
7		子ども会等地域活動推進事業	地域における子どもの活動が全体的に低迷している状況にあるため、地域で子どもたちが活動し成長する環境づくりや、そのような活動に携わる市民への支援を行う。			
8		野外教育等推進事業	自然体験活動などを通じて「生きる力」を育む野外活動等推進事業に加え、夜宮青少年センターを拠点に中高生の居場所づくり、ボランティアの養成などに取り組むもの。			
9		青少年体験活動活性化事業	青少年育成事業情報を発信し、体験活動の場を紹介するとともに、青年リーダーの養成などを通じて、更なる青少年の健全育成環境づくりを図るもの。			
10		北九州市・南九州市子ども交流事業	南九州市・北九州市交流協定に基づき、それぞれの市の子どもたちが相互交流する事業を通じて、両市の青少年の健全育成を図るもの。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
11		青少年施設運営管理事業 (指定管理)	「もじ少年自然の家」「玄海青年の家」「かぐめよし少年自然の家」について指定管理者による運営管理を行うもの。		建物・設備等の老朽化への対応が必要	青少年施設の老朽化に対応し、安全かつ快適に利用できるよう、改修工事や環境整備に取り組む。
12		青少年施設建築物等定期点検調査	市有建築物の法定点検の義務化に基づき、建築物の定期点検を行うもの。平成26年度は建築設備の点検を行う。			
13		青少年施設環境整備事業	より安全かつ身近に、快適に利用できるように、青少年施設の環境整備を行うもの。			
14		青少年施設管理運営費	指定管理制度以外の青少年の家4施設及び、青少年キャンプ場6施設の管理運営費。			
15		青少年施設耐震診断事業	青少年施設について耐震診断を行う。	青少年の健全育成 (体験活動の推進)	施設・設備の老朽化、耐震強度不足等への対応が必要	幅広い世代の市民が「科学技術」に興味を持つための仕組みづくりの検討を進める。
16		児童文化施設管理運営費	児童文化科学館及びこども文化会館の管理運営経費。			
17		児童文化施設管理運営費 (拡充)	プラネタリウムの番組がデジタルへ移行するため、簡易デジタル投影機を導入する。			
18		児童文化施設各種事業	児童文化科学館及びこども文化会館の各種事業に要する経費。			
19		科学館のあり方検討業務	老朽化等の問題をかかえる児童文化科学館の整備、充実を図る必要から、科学館のあり方検討を行うもの。			
20	○	「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」運営事業	各種非行対策に対して効果的かつ総合的に、より実効性のある取り組みを検討し、実施していくことで、『青少年の非行を生まない地域』の実現を図るもの。	青少年の健全育成 (有害環境浄化、非行少年等に対する支援)	非行者率や再犯者率が全国平均よりも高い状態にあることを改善することが必要。	青少年を取り巻く有害環境(ネットや危険ドラッグ等を含む)を浄化するとともに、非行防止教室等の充実により、非行を未然に防止する取り組みを進める。 あわせて、非行歴のある少年の就労支援等、地域で非行からの立ち直りを支えるための取り組みを進める。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
21	○	「ユースステーション」運営費	中学生・高校生を中心とした若者の活動拠点となる、ユースステーションの管理運営経費及び各種事業にかかる経費。	若者の自立支援	子ども・若者を支援するためのネットワークづくりが必要 若者の自立に向けた意識啓発、生活訓練等の機会を確保することが必要	ネットワークの充実・強化と併せ、相談者の状況に応じた自立支援プログラムの検討と実施を行っていくとともに、各相談機関の周知を行う。
22	○	子ども・若者応援センター「YELL」運営費	子ども・若者応援センター「YELL」を拠点とし、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援するもの。			
23	○	子ども・若者応援センター「YELL」管理費				
24	○	若者のための応援環境づくり推進事業	若者向けHPや「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の運営、ユースアドバイザー養成講習会の開催など、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進するもの。			
25		青少年課管理運営経費	青少年課の管理運営経費。	その他	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	子ども家庭局 子ども総合センター	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行うとともに、再発防止を図る。 ・里親制度を促進し、社会的養護が必要な子どもへの支援を図る。 ・不登校や非行等の児童や保護者等に対する支援を行い、青少年の健全な育成を図る。 				
課長名	山田 貴広	コスト	事業費	27年度当初予算額 168,093 千円	人件費	目安の金額 422,000 千円	課長 3 人 係長 11 人 職員 37 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	児童虐待防止(子どもの人権擁護)推進事業	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行う。	児童虐待への対応	・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が必要	事業の実績・ニーズ等を考慮した事業規模の適正化等により、経費の削減に努めながら、事業を効果的に実施する。
2		家族のためのペアレントレーニング事業	虐待を行った保護者や養育不安のある保護者に対し、カウンセリングや養育訓練を行い、児童虐待の再発防止、発生予防等を図る。			
3		里親促進事業	里親制度の普及啓発、里親のための研修・相談・援助など、里親の支援を総合的に実施する。	社会的養護が必要な子どもへの支援	・里親制度の促進が必要	事業の実績・ニーズ等を考慮した事業規模の適正化等により、経費の削減に努めながら、事業を効果的に実施する。
4		少年支援室運営費	不登校や非行等の児童に対し、学校や社会への復帰支援を行う少年支援室の運営費。	青少年の健全育成	・不登校や非行等の児童の、学校や社会への復帰支援が必要	事業の実績・ニーズ等を考慮した事業規模の適正化等により、経費の削減に努めながら、事業を効果的に実施する。
5		ひきこもり等児童等宿泊等指導事業	不登校やひきこもり等の児童に対し、体験型教室を実施し、社会適応力や対人関係能力等の向上を図る。			
6		メンタルフレンド派遣事業	ひきこもり児童や被虐待児童の家庭にメンタルフレンドを派遣し、児童の心の健康の回復や生活リズムの向上、虐待の再発防止や早期発見を目指す。			
7		非行少年の立ち直り支援と体制強化事業	学校、警察、地域等と連携して、非行少年及びその家庭への積極的な支援を行う。			
8		24時間子ども相談ホットライン事業	児童・保護者の様々な悩みや児童虐待の緊急対応等、24時間365日体制で電話相談に応じる。	子育ての悩みや不安への対応	・引き続き、相談者への適切な対応に努める。	昨年と同様の手法で実施する。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
9		子ども総合センター運営費	子ども総合センター事務費。	その他	—	—
10		一時保護所給食調理業務の民間委託	一時保護所における給食調理業務を民間に委託し、安全な給食を継続的に提供するもの。			
11		車両更新(子ども総合センター)	公用車のリースにかかる経費。			
12		子ども相談情報システム社会保障・税番号制度対応事業	社会保障・税番号制度の導入に伴う子ども相談情報システムの改修にかかる経費。			
13		子ども総合センター電話設備更新事業	子ども総合センターの電話設備更新にかかる経費。			